

クーリング・オフの手順

注意! **クーリング・オフ
できない場合**

*3,000円未満のものを現金
で買ったとき

*通信販売

上記以外にも、消耗品の全部または一部を使用した場合などクーリング・オフできない場合がありますので、詳しくは消費生活センターにお問い合わせください。

あきらめずに相談!

1 はがきなどの書面に契約解除の内容について記入します。

2 必ず、はがきの両面をコピーして、保管しておきます。

3 はがきを**特定記録郵便**又は**簡易書留**で送り受領証を保管します。
※クーリング・オフは発信主義です。送付時点で解約が成立します。

☞クレジット契約があるときは、必ずクレジット会社にも同様にはがきで通知しましょう。

相
談
無
料

奈良県消費生活センター

〒630-8122 奈良市三条本町8番1号
シルキア奈良2階

TEL : 0742-36-0931

FAX : 0742-32-2686

奈良県消費生活センター中南和相談所

〒635-0085 大和高田市片塩町12番5号
大和高田市市民交流センター3階

TEL : 0745-22-0931

FAX : 0745-22-4999

秘
密
厳
守

相談受付時間 午前9時~午後4時30分(月~金) 年末年始・土日・祝日を除く

消費者ホットライン 1 8 8 (いやや)

全国共通の電話番号から身近な消費生活相談窓口をご案内します。

販売会社あて

はがきはポストに投函しないで、郵便窓口へ!

信販会社あて

郵便はがき

(販売会社名)

(販売会社住所)

特定記録郵便

代表者
様

郵便はがき

(販売会社名)

(信販会社住所)

特定記録郵便

代表者
様